

小田原市地域防災計画の改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|---|
| 政策等の題名 | 小田原市地域防災計画の改正について |
| 政策等の案の公表の日 | 平成29年3月15日(水) |
| 意見提出期間 | 平成29年3月15日(水)から 平成29年4月13日(木)まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布(防災対策課、行政情報センター、 タウンセンター、支所、連絡所等) 市ホームページに掲載 |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|---------|
| 意見数(意見提出者数) | 24件(4人) |
| インターネット | 4人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 郵送 | 0人 |
| 直接持参 | 0人 |

| | |
|---------|----|
| 無効な意見提出 | 0人 |
|---------|----|

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 8 |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 5 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 4 |
| D | その他(質問など) | 7 |

〈具体的な内容〉

| 意見 番号 | 新旧対 照表頁 | 修正案 該当頁 | ご意見 | 反映 区分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|------------|-----------------------------|---|----------|--|
| 1 | 8 | 地震 2- 7 | 津波警報が出たときの消防関係者及び警察関係者の撤退時期を明記してください。 | D | 津波発生時に避難誘導等にあたる消防職員の撤退時期については明記していませんが、津波警報等が発表された場合には、津波到達予想時刻や地震の発生状況、現場の状況等を勘案した上で活動にあたることとしており、消防職員等の安全性の確保を図ることとしています。 |
| 2 | 15 | 地震 3- 18 3-30 3-36 | <p>市民は災害に備え最低 3 日、推奨 1 週間の食料や水を準備するようにとのことですが、自宅が半壊、全壊し準備していたものが自宅から持ち出せない場合もあると思います。</p> <p>その場合に国や県からの支援が届く前に頼りとなるのが小田原市の備蓄となると思いますが、小田原市の備蓄も推奨の 1 週間分程度に増やされるのでしょうか？</p> | D | <p>非常食については、大正型関東地震が発生した場合に想定される全壊建物棟数及び帰宅困難者数をもとに、発災直後の避難者数を約 6 万 8 千人と設定し、その数の 1 日分（3 食）の約 20 万食を備蓄目標とし、現在、クラッカーやシチューなど約 15 万食を市で備蓄しています。保管場所や消費期限などを考慮し、最低限必要な数量を備蓄目標としています。この他に、炊き出しや支援物資等による食料の供給に努めてまいります。</p> <p>水については、市内 20 か所に設置している飲料水兼用耐震性貯水槽（容量 100 m³又は 60 m³）などにより、1 人 1 日 3 リットルとして、市民約 20 万人の 3 日分以上の飲料水を確保しています。</p> <p>大規模災害時には、交通網のまひなどにより十分に配給できないことも予想されますので、市では、「自助」の理念に基づき、市民や企業等が自ら災害に備え、食料や水の備蓄をしていただくよう啓発に努めています。</p> |

| 意見 番号 | 新旧対 照表頁 | 修正案 該当頁 | ご意見 | 反映 区分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|------------|------------|---|----------|---|
| 3 | 1 | 地震 1-5 | 地震 1-5 節文案 穏やかな現象傾向を示しています。 修正案 穏やかな減少傾向を示しています。 | A | 新旧対照表の誤記入のため、訂正します。 |
| 4 | 5 | 地震 1-17 | 地震 1-17 節文案 応急活動対策の調整を図ります。 修正案 応急活動対策実施の調整を図ります。 | D | 原案のとおりとします。 |
| 5 | 13 | 地震 3-11 | 地震 3-11 節文案 避難の際には発生する恐れのある災害に適した避難場所へ避難することについて 修正案 避難の際には発生する恐れのある災害を受けない避難場所へ避難することについて | A | ご意見を受け、わかりやすい表現に改めました。 |
| 6 | 27 | 地震 4-33 | 地震 4-33 節文案 第 4 市は、車中避難者等が想定される場所を把握するよう努めます。また、市外へ避難した方に対しても、発災時に支援や情報提供を速やかに行われるよう努めます。 修正案 市は、避難所外避難者等の居場所を把握すると共に、支援や情報提供が速やかに行われるよう努めます。 | B | 車中泊等の避難所以外避難者への対応が、平成 29 年熊本地震で課題となったことから、車中避難者への対応を明確にするために修正するものであるため、原案のとおりとし、一部、文言を分かりやすく修正します。 |
| 7 | 27 | 地震 4-33 | 地震 4-33 節文案 2 保健師等による巡回健康相談等、保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等に努めます。 修正案 | A | ご意見を基に修正します。 |

| 意見 番号 | 新旧対 照表頁 | 修正案 該当頁 | ご意見 | 反映 区分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|------------|---------------------------------|--|----------|--|
| | | | 保健師等による巡回健康相談等の保健医療サービスと正確な情報伝達提供に努めます。 | | |
| 8 | 39 | 地震 6-23 | 地震 6-23 節文案 ウ 一般車両の強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。 修正案 一般車両の市内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。 | A | ご意見を基に修正します。 |
| 9 | 47 | 風水害 4-13 | 風水害 4-13 節文案 早期の啓開を目指します。 修正案 早期の開通を目指します。 | A | ご意見を基に修正します。 |
| 10 | | 地震 3-10 地震 4-11 風水害 3-3 等 | 防災行政無線放送から J アラートの緊急情報が放送された際の防災対応と避難行動に関する項目が必要ではないでしょうか。 | D | J アラートは、緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報などの武力攻撃等の緊急情報を国が国民に周知するための全国瞬時警報システムで、本市では、防災行政無線などの伝達手段で市民の皆様に迅速に伝達するシステムを構築しています。避難行動等については、放送内容でも伝達されますが、災害ごとの避難行動については、各災害の計画ごとに明記しています。 |
| 11 | | | 和暦と西暦が混在しているが。 | A | ご意見を基に修正します。 |
| 12 | 4 | 地震 1-13 | 地震 1-13 2 市域における最大津波高の表へ付記 最大津波高到達時間の記載 理由は地震発生後何分で津波が到達するかを理解しておくことは重要 津波避難所への到達時間内で避難する必要があるため | C | 本計画では、最大津波高のみ抜粋し、示しています。津波は複数回にわたり襲来することや、海岸の地区によって到達時間が異なることから、本計画では記載していません。ご意見については、次回の改正時の参考にさせていただきます。 |

| 意見 番号 | 新旧対 照表頁 | 修正案 該当頁 | ご意見 | 反映 区分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|------------|------------|---|----------|---|
| 13 | 13 | 地震3-11 | 地震3-11 第4 変更した個所を下記のように修正 避難の際に発生した災害に応じた避難場所又は避難所へ最適な避難経路で避難することについて | A | ご意見を受け、わかりやすい表現に改めました。 |
| 14 | 13 | 地震3-12 | 地震3-12 変更した個所を下記のように修正 “市は、ペットの受け入れについてガイドラインを作成し、同行避難のルールを周知します。” (ガイドラインを作成した後にルールを周知するため) | A | ご意見のとおり修正します。 |
| 15 | | 地震3-13 | 地震3-13 要配慮者に対する対策 要配慮者に対する支援体制ができていないため早急に確立する必要がある。 整備するように努めるとなっているが具体的な方法がないため整備が進んでいない 下記内容を盛り込んでほしい。 要配慮者支援のための説明会及びワークショップを自治会役員対象に実施 個人情報保護法について 要支援者名簿等整備の方法 要支援者支援者勧誘の方法 支援体制について等 | D | 要配慮者に対する支援体制の整備については、「小田原市災害時要配慮者支援マニュアル」において、「地域では、要配慮者の状況の把握や要配慮者を想定した訓練、住民同士による支援体制づくりなど平常時からの取り組みを進めておくことが基本」と具体的に記載をしています。 |
| 16 | 26 | 地震4-32 | 地震4-32 サ 個人情報の徹底 すべての避難者の個人情報の管理の徹底が必要で、特定の人だけを対象とすべきではない。 また、管理の方法も具体的にしたほうが良い。 例えば、外部から家族に関してその避難所へ避難しているかの問い合わせに関してどのように回答するかきちん | C | 上位計画（神奈川県地域防災計画）にあわせて修正するもので、個人情報の保護はすべての方が対象であり、特に配慮が必要である方について記載をしました。管理の方法など、広域避難所運営委員会等で検討をする必要があると考えています。 ご意見については、今後の参考にさせていただきます。 |

| 意見 番号 | 新旧対 照表頁 | 修正案 該当頁 | ご意見 | 反映 区分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|------------|------------|--|----------|--|
| | | | と徹底しておく必要がある。 なお、個人情報の徹底は初動期から必要なことなので、この文言を入れるなら、 初動期から入れる必要がある。 | | |
| 17 | 27 | 地震4-33 | 地震4-33 第4の変更箇所について 車中避難等が想定される場所の把握は不要のため削除すべき 基本的には車中避難者は広域避難所の近くにいると思われるため。 市外へ避難した方に関しては下記のような表現にすべきです。 発災時に市外に避難した方で災害対策本部へ報告をしていただいた方に対しては、支援や情報提供を速やかに行えるように努めます。 | B | 車中泊等の避難所以外避難者への対応が、平成29年熊本地震で課題となったことから、車中避難者への対応を明確にするために修正するものであるため、原案のとおりとし、一部、文言を分かりやすく修正します。 |
| 18 | 27 | 地震4-33 | 2 健康対策 最初の”車中避難者など”は削除すべき 車中避難を奨励するように思えるため省いても全体の意味は変わらない | B | 車中避難については推奨はしませんが、想定はされるため、広域避難所へ避難した方と車中避難をされた方を含め、健康対策を考えています。 |
| 19 | | 風水害2-3 | 風水害2-3 (1) 洪水ハザードマップの作成・公表 2015年の常総市の氾濫のきっかけは内水氾濫とされています。 小田原市も早急に内水氾濫のハザードマップを作成・公表してほしい | C | 雨水出水(内水氾濫)の浸水想定については、現在検討をしています。 ご意見については、今後の参考にさせていただきます。 |
| 20 | 43 | 風水害2-6 | 風水害2-6 2 中小河川(森戸川、山王川) 1時間の雨量がおおむね43mm-65mmの降雨とあるがどこの地域の雨量ですか。 2015年9月に1時間20?強の雨量で山王川に避難勧告が発令されました。 | D | 1つの地域の降雨ではなく、河川全域に対し降雨が43~65mmという意味になります。1時間20mmの雨量であっても、降雨が継続している場合や上流域での降雨量が多い場合等には、水位の上昇により、避難情報を発令する場合があります。 |

| 意見 番号 | 新旧対 照表頁 | 修正案 該当頁 | ご意見 | 反映 区分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|------------|-------------|--|----------|--|
| 21 | | 風水害 2-11 | 風水害 2-11 第2 高潮の推進 高潮ハザードマップの作製し住民に 周知する必要あり | B | 相模湾については、県が平成 30 年 度をめどに高潮に対する浸水想定を 公表する予定です。 |
| 22 | 44 | 風水害 3-3 | 風水害 3-3 修正箇所の意味が不明（考慮して何 をするのでしょうか） 複合的な災害が発生することを考慮 して避難場所を整備するということだ と思いますが基本的には土砂災害を除 いた避難場所はすべて同一の小学校に なっているのは早急に見直しが必要。 特に洪水の浸水エリアにある小学校 が洪水発生時の避難所になっているの は早急に対策する必要があります。 | B | ご意見を踏まえ、分かりやすい文章 に修正します。 なお、小学校等の広域避難所は、発 災時に長期的に滞在をするための避 難所として指定しています。一時的に 避難する場所（風水害等一時避難施 設、津波避難ビル等）は、その他の公 共施設や民間施設等を複数指定して います。災害に応じて安全な場所へ避 難することが必要と考えます。 洪水浸水想定区域内に風水害等一 時避難施設がありますが、洪水が発生 する前に早めに避難を呼びかけるほ か、屋内運動場以外に校舎の上階へ避 難する等の対応をお願いしています。 |
| 23 | 49 | 風水害 4-15 | 風水害 4-15 改正するのであれば、下記のように 段階の変更をすべきです。 氾濫注意水位で避難準備・高齢者等 避難開始 避難判断水位で避難勧告 氾濫危険水位で避難指示（緊急） | D | 国土交通省では、「避難勧告等の判 断・伝達マニュアル作成ガイドライン （案）：内閣府」の改訂（平成 26 年 4 月）を受け、市町長による適切かつ円 滑な避難勧告発令等に資するため、平 成 27 年 4 月に、避難勧告等の発令判 断の目安を「避難判断水位」から「氾 濫危険水位」に見直すとともに、「氾 濫危険水位」、「避難判断水位」の水位 についても見直されました。 したがって、市においてもこの基準に 準じています。 |

| 意見 番号 | 新旧対 照表頁 | 修正案 該当頁 | ご意見 | 反映 区分 | ご意見に対する考え方 |
|----------|------------|------------|---|----------|-----------------------------|
| 24 | | 特殊1-7 | <p>特殊1-7 降灰予報をアナウンスするなら降灰に対して気を付けることがたくさんあるので、それをしないでアナウンスだけされてもパニックになる</p> <p>4 降灰等対策 防塵マスク、ゴーグル等を用意 コンタクトの人はコンタクトを外す 家の室内に火山灰が入らないように戸締りをする 火山灰は下水道に流さないでゴミ袋に入れる（回収する方法を知らせる） 不要不急の外出は避ける 車での移動は控える（車の故障、スリップの可能性あり） ライフラインが止まる可能性がある ので準備する 小・中学校の対応を旧行為にするか決める 等々</p> | C | ご意見のとおり、市民への広報について検討をまいります。 |